

令和6年第7回寄居町農業委員会総会議事録		
開催年月日	令和6年7月25日（木）	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後4時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後5時01分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	欠		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和6年第7回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、小和瀬委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和6年第7回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第60号から議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第62号、農地法第4条の規定による許可申請について。 日程第4、議案第63号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第5、議案第64号から議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	日程第6、議案第69号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 議事日程は以上でございます。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、坂本滋委員と吉田信雄委員をお願いいたします。
事務局	続きまして、日程第2、議案第60号から議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第60号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第60号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりで。 譲受人は、本申請地の西側の住宅に居住しております。 以前から野菜の栽培に興味があり、農地を探していましたが、自宅西側の本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったものです。 なお、申請地では、さつまいもなどの露地野菜を栽培する予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
伊藤推進委員 議長	伊藤推進委員。 先日、現地調査に行きましたが、異議ありませんので、よろしくをお願いいたします。 他にご意見はございませんか。

議 長	(委員から、「なし」の声)
	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 60 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第 60 号は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 61 号について、事務局の説明を求めます。
	それでは、議案第 61 号につきまして、御説明申し上げます。
	別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。
	譲受人は、以前から、自宅南に隣接する本申請地を借り受け、耕作をしております。
	譲受人と譲渡人で今後のことを話し合い、譲渡人としても売りたい、譲受人も自宅に隣接し、借りて耕作しているこの農地を買いたいとの思いがあったことから、話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。
栗 原 推 進 委 員	本申請地においては、引き続き、季節の露地野菜を栽培する予定とのことでした。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。
	説明は以上です。
	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
	栗原推進委員。
	7 月 19 日に、吉田委員と現地を確認し、譲渡人に事情を伺いました。
	譲受人の自宅のすぐ前ということで、ここに露地野菜を植えたいということで、事情を伺いました。
	よろしくご審議をお願いいたします。
	他にご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 61 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第 61 号は原案のとおり決定いたします。
	続きまして、日程第 3、議案第 62 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
	それでは、議案第 62 号について、事務局の説明を求めます。
	議案書の 2 ページを御覧ください。
	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。
	それでは、議案第 62 号につきまして、御説明申し上げます。
	別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。
事 務 局	本申請地には、昭和 47 年に建てた、元養蚕ハウスで、今は農業用物置として使用している建物と、平成 15 年頃に建てた、トラクターと軽トラックを入れる農業用車庫が、すでに建っています。
	この後、御審議を頂きます、議案第 66 号に関係していますが、申請者の娘、夫婦が、この

	農業用物置・農業用車庫の北側に、農家分家住宅を建てるにあたり、所有する農地について確認をしていたところ、必要な手続を経ていなかったことが判明したため、本申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は、第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項2号イによりまして、申請に係る農地を農業用施設に供する場合には、例外的に許可となるものです。 また、本申請は追認事案ではありますが、農地法第4条第6項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 なお、本申請地につきましては、本年2月26日の寄居町農業振興地域促進協議会で御審議を頂き、同月29日に、軽微変更手続きが完了しております。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、先だって、利用計画の変更手続きが行われたものでありまして、問題ないものと思われまます。
議長	ご審議のほどよろしくお願いいたします。 他にご意見はございますか。
議長	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第62号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第4、議案第63号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてですが、次の日程第5、議案第64号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと関連がありますので、一括審議とすることにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
議長 事務局	(委員から、「異議なし」の声) それでは、議案第63号及び議案第64号について、事務局の説明を求めます。 議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 また、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第63号及び議案第64号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 当初の事業計画者であります今回の譲渡人は、平成元年に自己用住宅を建築する目的で転用許可を取得しておりますが、その後の生活の変化により、平成11年に、さいたま市に住宅を建築したため、本申請地は許可を取ったまま、手つけずの状態となっていたため、町内の

	不動産業者に相談したところ、今回の継承者・譲受人から、隣接地の一部と合わせて、自己用住宅を建てたいとの話があったことから、今回の申請に至ったとのことです。 今回の継承者・譲受人は現在、県内自治体の借家に家族で暮らしており、通勤・通学の面で、現在の住まいよりも快適に暮らせると考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
石附委員	石附委員。 7月23日に現地調査を行いました。特に問題ないものと思います。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第63号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。 次に、議案第64号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第5、議案第64号は先ほど審議しましたので、議案第65号から議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第65号について、事務局の説明を求めます。 議案書の4ページを御覧ください。 議案第65号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図を併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、現在、県内他市に住所がありますが、申請地に隣接する宅地と既存の住宅建物を購入しております。 本申請地には、前所有者が建てた物置・車庫がありますが、宅地を購入する際に、本申請地が農地のままとなっていることが判明したため、この宅地と合わせて譲り受ける必要があったことから、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号によりまして、既存施設の拡張面積が、既存敷地面積の2分の1にとどまるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。

石附委員	石附委員。 7月23日に現地調査を行いました。事務局から説明がありましたが、既に、宅地部分は購入しているとのことで、その際に、前所有者が適切な処理を行っていなかったとのことでした。
議長	周囲への影響なども含めて問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。
議長	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは、採決いたします。
議長	議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第65号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第66号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第66号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、昨年12月に結婚し、現在は、本申請地に住宅が完成するまでの間、夫婦それぞれの実家に住んでおります。 両家で相談したところ、妻の実家に隣接する本申請地に住宅を建てて暮らすこととなったため、申請に至ったとのことでした。 本申請地につきましては、本年2月26日の寄居町農業振興地域促進協議会で審議を行い、5月21日付けで除外となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。 なお、本申請地は、本年2月26日の寄居町農業振興地域促進協議会で御審議を頂き、5月21日に、除外手続が完了しております。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 こちら、今年の2月の促進協議会で利用計画の重要変更がされたものでございます。 譲受人の〇〇さんは、譲渡人の娘で長女にあたります。現況は畑としてきれいに管理されており、農家分家住宅として問題ないものと思います。
議長	ご審議のほどよろしくお願いいたします。 他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第66号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。

事務局	次に、議案第 67 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 67 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内に本社を置く、残土処理や土木業を営む法人になります。 本日、航空写真に、赤い線で囲ってあります本申請地と、黄色い線で囲ってあります林地開発の範囲、それと、青い線で囲ってあります非農地判断をした農地を示しました図面をお配りしておりますので、あわせて御覧ください。 申請者、譲受人は、本年 3 月 18 日に、この黄色い線内、約 5.6 ヘクタールの土地につきまして、埼玉県から林地開発許可を得ております。林地開発の目的は、「果樹園利用地整備事業に伴う造成」となっております。 本申請地は、この林地開発許可の範囲内にありますが、農地転用の目的といたしましては、「残土受入施設の整備に伴う付随施設敷地」となっております。 この付随施設の内容ですが、本申請地と非農地判断をした農地の間に、既存の農業用溜池がありまして、その溜池を廃止することから、代替措置として、本申請地に溜池機能を持つ調整池を作ります。その他、作業用の駐車場 5 台分と、奥の林地に造成のための残土を搬入する構内道路の入口部分を設置するという計画となっております。 また、農地転用の目的は、林地開発と同じ「果樹園利用地整備」ではなく、「残土受入施設の整備」となっておりますのは、この林地開発は 5 年間に亘る事業計画で、本申請地に、先ほど申し上げました溜池機能付き調整池、駐車場、構内道路の入口部分を作るのは、初年度で、農地転用許可としては、その付随施設の設置のところだけを審査するものであり、その後の事業全体の計画内容は、林地開発許可が所掌するという整理をしているためです。 また、本申請地内には、平成 25 年に建てられた携帯電話の電波塔がありますが、その鉄塔敷地分は、申請面積から除かれております。 最後に、非農地判断をした土地についてですが、本申請地から北東に向かって山を上がって行った一番奥に、1 筆、839 平方メートルの田として使っていた土地がありました。 山の合間にある、いわゆる「谷津田」でして、現所有者のお父さんが亡くなってから管理されなくなり、20 年以上放置されていたため、山に戻って、森林の様相となった土地であります。この土地につきましては、申請者から非農地判断を求める申請がありましたことから、農林水産省通知による手続方法に基づきまして、今月 19 日、吉田委員、栗原推進委員、轟推進委員の御三方に現地確認をお願いし、同日付けで非農地判断を行ったものとなっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長 梅澤委員	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 梅澤委員。 21 日に現地確認を行い、譲渡人に事情を伺いました。ぶどう畑を作るということで、申請地が出入口になるとのことでした。 申請地については、特段の問題はないと思いますが、申請人は残土処理の業者でございます。残土搬入で終わらないように、農業委員会から林業事務所に意見してほしいと思います。

議長 新井委員	また、これだけの事業ですので、地元説明会を行ってほしいとも思います。 他にご意見はございますか。 新井委員。 計画者がよく分からなかったのですが、申請者が果樹園事業を行うということでよいのでしょうか。
議長 事務局次長	事務局次長。 御質問に回答いたします。 申請者、譲受人の計画であると伺っております。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 67 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 事務局	全員賛成ですので、議案第 67 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 68 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 68 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、隣接市に所在し、主に土木業を営む法人です。 本申請は、本年 4 月の第 4 回農業委員会総会で、本申請の前段となる、試掘調査のための申請を御審議頂いたもので、その試掘調査の結果、粘土の採取が見込まれると判明したことから、正式に、埼玉県内で採取した粘土を止水材に加工・納品を行っている者から粘土の採掘作業を請け負ったため、申請に至ったとのことです。 本申請は、採掘及び粘土の仮置場としての一時転用で、期間は 36 ヶ月、内容は、深さ約 1.6 m の穴を掘り、粘土採取後は、埋め戻して農地に復元するという計画になっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行令第 11 条第 1 項 1 号により、申請に係る農地を、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる場合には、例外的に許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長 轟推進委員	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 轟推進委員。 事務局から説明がありましたとおり、試掘により粘土採取の見込みが立ったため、今回の申請に至ったようです。
議長	問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 68 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 議長 事務局 議長 議長 議長 柴崎推進委員 議長 事務局長 議長 事務局次長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 68 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 6、議案第 69 号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、梅澤功委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。 (梅澤委員が退席) それでは議案第 69 号について、事務局の説明を求めます。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案 69 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全 11 筆で、合計面積が 8,422 m²です。 農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 69 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 69 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、なにかありましたら、お願いします。 柴崎推進委員。 議案第 66 号ですが、すでに許可相当として、可決されたものですが、地元委員さんからも、計画を心配するご意見がありました。林地開発許可の内容については、事前に、県から町へ情報提供はあったのでしょうか。 事務局長。 御質問に回答いたします。 今回の林地開発許可を得た業者につきましては、三ヶ山の環境整備センター付近の約 70 アールの農地でワイン用のぶどう栽培を開始しております。 〇〇ワイナリーから、栽培指導を受けながら、約 800 本ほどの苗木を植栽しており、農地管理を行っているところです。 申請者からは、このワイン用ぶどうの栽培を拡大するため、この林地開発許可取得地にて、ぶどう栽培のは場の整備を行う予定と伺っております。 なお、林地開発の許可権者であります、埼玉県寄居林業事務所からは、開発許可の事前協議はないものでございますが、大規模な開発ということではありますので、申請者には、地元への丁寧な説明ということで打診をさせていただければと存じます。 事務局次長。 補足となりますが、地元説明会については、昨年の 11 月 25 日に、牟礼区公民館で、事業
--	--

議長 梅澤委員 議長 事務局次長	者と地域住民、地元町議員が参加し、行われたようでございます。 梅澤委員。 この事業地は、牟礼でなく、今市です。今市では説明会はないのでしょうか。 事務局次長。 御質問に回答いたします。
議長 柴崎推進委員	先ほど、事務局長より申し上げましたが、町に協議があったものではありませんので、今市地区において、説明会の開催が必要であるか否かは、開発許可権者である寄居林業事務所に伺わないと、お答えができないところです。 議長 柴崎推進委員。 三ヶ山の件は、以前、伺わせて頂きました。作業を行っていることも確認しております。 これだけの面積でありますから、必ず、ぶどう畑に転換するという確約書くらいは、とってもらよう、町から県に要望することはできないのでしょうか。
議長 事務局長	事務局次長。 御質問に回答いたします。 確約書というかたちがとれるかは、町としても協議が必要ですが、三ヶ山の土地につきましては、循環型農業の実践ほ場としての取組みを開始したということで、看板を設置するなど、皆様への周知を検討しているところですので、御質問の内容につきましては、申請者との話し合いの中で、検討させていただければと存じます。
議長 梅澤委員	梅澤委員。 この計画が頓挫した場合、残土置場になってしまうことも考えられます。 その場合の責任は、県、町、どちらにあるのでしょうか。
議長 事務局次長	事務局次長。 御質問に回答いたします。 先ほど、議案説明の中で申し上げましたが、補足資料でお示ししております、林地開発エリアと、御審議頂いた申請地は、申請内容、目的が異なっております。 あくまで、農業委員会で御審議いただいた議案については、林地開発エリアに降り注いだ、雨水を集める調整池、駐車場、開発エリアへの進入路として、残土受入れ施設の付随施設ということで、御審議をいただいております。 全体が5年の計画の中、1年目に、本議案の内容を完了させ、その後、残りの4年をかけて、林地開発の工事が開始されるということです。4年の部分に関しては、林地開発許可の範囲という整理になっています。 本件については、農地転用許可権者であります、県の大里農林振興センターと、寄居林業事務所とで直接協議し、御説明させて頂いておりますような整理をしていると伺っております。
議長 梅澤委員 議長 清水推進委員	梅澤委員。 本日の意見は、寄居林業事務所に言うことはできないのでしょうか。 議長 清水推進委員。 これだけの規模の林地開発許可でありますし、県が許可を下ろしてから、町に意見をいうことではないと思います。 町は、林地開発許可申請が出ているということは、事前に把握していないのでしょうか。 県が許可を下ろす前に、事前に情報収集をして、町が許可権者に意見を伝えるということ

議長 事務局長	はできなかったのでしょうか。 事務局長。 御質問に回答いたします。 今回の林地開発については、計画の審議をしているという情報は、町として受けてはおりましたが、林地開発の申請内容については、埼玉県が許可をした時点で、町に共有があったものでございます。 先ほど、次長が説明しましたとおり、地元地権者に関しては、説明会を行っているということでございます。 林地開発の部分、残土埋立地のあとに、果樹園にするという部分については、県が審議している状況ですので、本件のような、1ヘクタール超の計画については、許可権者が、県であることもあり、町が積極的な意見を申し上げる機会はないところでございます。 現在は、事業者、計画の情報は、逐一、町に頂いている状況ではありますので、事業者が果樹園整備に向け、動いている状況は、皆様にご報告させて頂きたいと存じます。
議長 清水推進委員	清水推進委員。 事情は承知しました。町としても、地元の意見を県に伝えることはできると思いますので、町民の方の不安解消や将来の利用を確保するという点について、動いていただきたいと思います。
議長 事務局長	事務局長。 今後、林地開発が開始されることとなれば、林業事務所も現場確認等を行うものと思います。 本件については、町や農業委員会が、今後の動きを注視していることを、県や申請者に伝えさせて頂ければと存じます。
議長 柴崎推進委員	柴崎推進委員。 許可が出てから、審議ということはまったく話にならないと思いますし、この林地開発の内容が、農業委員会の委員に周知されていないと思います。 抵抗できるのは、農地転用許可申請だけですが、今回は、全員賛成で議決されましたけれども、山梨に行っても、調整池があるぶどう畑は、見たことはありません。 梅澤委員が心配される、残土の捨場になってしまうことも考えられます。審議が終了した案件ですが、再審議はできるのでしょうか。
議長 事務局長	事務局長。 御質問に回答いたします。 今回、皆様に御審議頂きましたのは、林地開発の内容ではなく、補足資料でお示しした、本議案の申請地部分の計画での影響等についてでございます。 林地開発許可については、将来にわたる計画を総合的に判断したものでございますので、ご了解頂ければと存じます。
議長 柴崎推進委員	柴崎推進委員。 県が許可をしたからということではなくて、町が積極的に意見を聞いて、判断してほしいと思います。 町の方から、要望書をあげることはできないのでしょうか。
議長 事務局長	事務局長。 御質問に回答いたします。

	要望書というカタチで、県に提出できるかについては、庁内での検討が必要と存じますが、繰り返しになりますが、開発については、現在、三ヶ山で行われている果樹園事業を拡大するかたちの本計画を許可していることもあり、町の特産品に資する側面もございます。 残り4年間を使って、林地開発が進み、ぶどう園ができるということでもありますので、本件については、大里農林振興センター、県の本庁にも、情報共有しており、事業者からは、果樹園整備について、町と県ともに相談を受けている状況でございます。 地元意見を含め、情報として、これらの内容を町が、林業事務所に伝えることはできると思いますので、御理解いただければと存じます。
議長	梅澤委員。
梅澤委員	これだけの面積でぶどうを栽培するとのことですが、ワイナリーは作らないのでしょうか。
議長	事務局長。
事務局長	御質問に回答いたします。
	現計画では、委託をして、ワイン醸造を行うと伺っております。
	具体的な施設整備の計画は伺っておりませんが、一定数の収量が確保できるようになれば、自社で醸造所を作る夢があるとは伺っております。
議長	梅澤委員。
梅澤委員	譲渡人の説明によりますと、醸造については、秩父に運んで行うと聞いています。
議長	事務局長。
事務局長	事業規模という面で、施設整備より委託のほうが経費がかからないと考えられる部分もあるようですので、収量によって、どちらにするかなどは事業者の判断によるものと思われます。
議長	梅澤委員。
梅澤委員	わざわざ、山を整備しなくても、平場に荒廃した農地があるわけなので、こうした農地を活用したほうが、良い気もしますが。
議長	事務局長。
事務局長	事業者からは、三ヶ山の農地改良を例に、計画地の周辺等で、地権者の皆様にお声がけし、活用出来る農地等があれば、検討していきたいとの話は伺っておりますので、面談等を通じて、改めて、話をしてみたいと存じます。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。事務局から何かありますか。
事務局長	事務局から1点、ご連絡いたします。
	次回の総会ですが、8月26日、月曜日の午後1時30分からお願いしたいと存じます。 繰り返しご案内申し上げます。 8月26日、月曜日の午後1時30分から総会をお願いいたします。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、他に無いようですので、令和6年第7回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

坂本 滋 委員 吉田 信雄 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年7月25日

議 長

室岡重雄

委 員

坂本 滋

委 員

吉田 信雄